

第 2 期宮津市地域福祉計画中間案について

議員全員協議会
令和 5 年 12 月 22 日
健康福祉部

本市では、平成 31 年 3 月に『ささえあい 安全に安心して暮らせる 福祉のまち みやづ』を基本理念とした「宮津市地域福祉計画」を策定し、みんなで支え合い、助け合う中で、だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安全で安心して、生きがいを持って生活できる地域福祉の実現を目指し、取組みを進めてきました。

この計画が令和 5 年度で終了することから、地域福祉を取り巻く社会情勢の変化や現行計画の取組状況、関係団体等からの意見聴取及び市民アンケート結果などを踏まえ、更なる地域福祉の充実を図り、地域で課題解決できる地域共生社会の実現に向けて「第 2 期宮津市地域福祉計画」を策定し、新しい福祉のまちづくりを進めていくこととしています。

【計画の位置づけ】

- 社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」
- 第 7 次宮津市総合計画を最上位計画とした福祉分野の上位計画
- 成年後見制度の利用促進に関する法律第 14 条の規定に基づく「市町村計画」

【計画期間】

- 令和 6 年度～令和 10 年度（5 カ年）

【計画の基本的な考え方】

- 基本理念「ささえあい 安全に安心して暮らせる 福祉のまち みやづ」
- 基本目標
 - 1 地域福祉を推進する人づくり
 - 2 地域で助け合うつながりづくり
 - 3 安心して生活できる環境づくり
 - 4 地域の自立を支えるしくみづくり

【今後のスケジュール（案）】

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 令和 6 年 1 月上旬～1 月下旬 | パブリックコメントの募集 |
| 2 月中旬～2 月下旬 | 第 4 回宮津市地域福祉計画推進協議会において
最終案の審議 |
| 3 月下旬 | 計画策定 |

第2期宮津市地域福祉計画 中間案(概要版)

ささえあい 安全に安心して暮らせる

福祉のまち みやづ



■「地域福祉」とは

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、地域住民が、様々な活動により、共に支え合い、助け合うことです。その仕組みをつくり、持続するには、市民一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助(共助)、公的な制度(公助)の連携が必要です。

■「地域共生社会」とは

制度や分野ごとの「縦割り」や支え手側と受け手側に分かれるのではなく、住民や多様な主体が「我が事」として参画し、誰もが役割を持ち、年齢や性別、それぞれの属性などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、共に支え合い、助け合うことです。

宮 津 市

宮津市の状況と計画策定の趣旨

本市におきましては、令和4年度末の高齢化率が43.4%となり、国や京都府と比較して、人口減少と少子高齢化が一層進行し、特に、高齢者のいる世帯割合では国や京都府と比べ、約1.5倍となっており、支援を必要とする高齢者の増加と生産年齢人口の減少に伴う担い手不足への対応が喫緊の課題となっています。

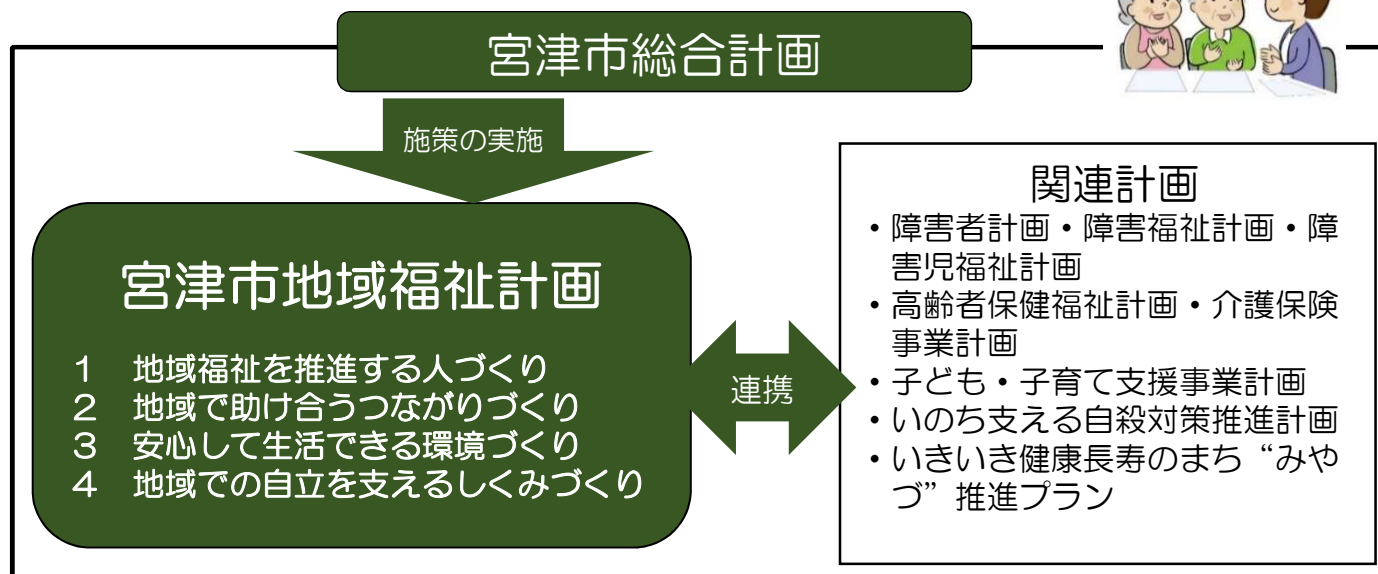
本市では、平成31年3月に“ささえあい 安全に安心して暮らせる 福祉のまち みやづ”を基本理念とした「宮津市地域福祉計画」を策定し、すべての市民が、あたたかい心を養い、みんなで支え合い、助け合う中で、だれもが住み慣れた地域で、一人ひとりの尊厳が保たれ、いつまでも安全で安心して、生きがいを持って生活できる地域福祉の実現を目指し取組みを進めてきました。

一方では、全国的に引きこもりなどによる社会からの孤立や虐待問題、貧困問題やヤングケアラーなど地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

これらの社会情勢の変化や前回計画の取組状況、関係団体等からの意見聴取及び市民アンケート結果などによって課題を整理し、「第2期宮津市地域福祉計画」を策定し、更なる地域福祉の充実を図り、新しい福祉のまちづくりを推進するものです。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、宮津市総合計画を最上位計画として、福祉分野の上位計画と位置づけるものです。また、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく「市町村計画」としても位置付けをします。



計画の期間

計画の期間は令和6年度から10年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを検討します。



本市の地域福祉を取り巻く現状と課題



■統計から見えてきた現状

【人口の状況】

総人口は減少傾向が続いており、特に生産年齢人口と児童数の減少が著しく、高齢化率は年々増加しています。

【世帯の状況】

人口減少とともに総世帯数の減少傾向が続いています。一方、高齢者単身世帯は増加傾向、高齢者夫婦のみの世帯と高齢者のいる世帯は横ばいとなり、割合は高くなっています。

【ボランティア活動の状況】

ボランティア団体の数は、横ばいとなっていますが、人口減少や高齢化等により、会員数は減少しています。

【サロン活動の状況】

コロナ禍においては、サロン活動ができない期間もあり、実施回数は減少しましたが、登録数は増加傾向が見られます。

■全国的な地域福祉を取り巻く現状

【課題の複雑化・複合化】

ヤングケアラーや8050問題、孤独・孤立や子どもの貧困問題など、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

【長期間のコロナの影響】

長期間となったコロナ禍によって、地域・学校行事などが中止となり、人と人とのつながりや交流の機会が失われ、地域住民の行動が制限されてきました。

■意見聴取・アンケート結果等から見えてきた状況

- 役割を持った人だけが活動するのではなく、地域内全体で支援する体制が必要。
- 助け合いは地域の生命線であり、楽しみながら、自分の生きがいとして活動していく気持ち。
- 高齢者サロンの参加者は、支援される側として受け身だけではなく、自分たちの居場所づくりという意識を持つことが必要。
- （支える側も支えられる側も）ふらっと立ち寄れる・集える場所があればよいと思う。
- 災害時への不安を持っている方もあり、自治会単位で指定の場所に集まるだけの避難訓練でも効果的だと思う。
- 一人暮らしの男性が孤立しないような地域の活動を計画して実行できたらと思う。
- 向こう三軒両隣くらいの小さなコミュニティでのつながりを大切に。普段からのちょっとした声のかけ合いなどの積み重ねが大切だと思う。
- 必要な人に必要なサービスが届く福祉のまちになればと思う。
- どこに・誰に助けを求めたらいいのか分からず困っている人もいるが、支援する側も求めておられる事と支援する事が合っていないこともある。
- 成年後見制度は、どこへどう相談していいのか分からない。

■計画策定のポイントとなる視点

【担い手の育成】

- 人権意識、福祉への関心を高める
- 住民の主体的な参加促進
- リーダーとなる人材育成と団体等への支援

【地域のつながり強化】

- 関係機関、地域住民、事業所等の見守りネットワーク体制の強化
- 世代・分野を超えた交流の機会、集える場づくり

【安心して生活できる環境づくり】

- 災害時等の助け合い、協力連携体制づくり
- 福祉人材の確保・定着
- 権利擁護支援の充実

【相談支援・連携体制充実】

- 相談窓口等支援体制の充実
- 多職種連携等による地域包括ケアシステムの推進

基本理念



ささえあい 安全に安心して暮らせる

福祉のまち みやづ

子どもからお年寄りまでの全ての市民が、あたたかいところを養い、みんなで支えあい、助け合う中で、住み慣れた地域で、一人ひとりの尊厳が保たれ、いつまでも、安全で安心して、生きがいを持ち、地域で課題解決できる地域共生社会の実現に向けた、福祉のまちづくりを進めていきます。

地域共生社会の実現に向けて

仕組みをつくり、持続させていくためには、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携が不可欠です。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

基本目標

1 地域福祉を推進する人づくり

人権・多様な価値観を認め合う意識の醸成に努め、地域福祉活動を展開する市民や団体等と協働し、地域福祉活動の担い手やボランティアの育成、支援を行うとともに、地域や学校等での福祉教育を通じて次世代の担い手づくりを進めます。

2 地域で助け合うつながりづくり

住民と行政や関係機関等の連携・協働による、地域での見守りやネットワーク体制、支援が必要な人を支える仕組みづくりを強化するとともに、社会福祉協議会が取り組むサロンなどの地域福祉活動を支援し、多世代交流の場や居場所づくりなど地域全体でつながり、支え合い、助け合う地域づくりを進めます。

3 安心して生活できる環境づくり

住民の主体的な防災・防犯活動を軸としながら、事業所、関係機関・団体とのネットワーク体制の強化等により、安全安心を高める環境づくりを推進するとともに、認知症高齢者や障害のある人等の権利と利益を護る成年後見制度の利用を促進するなど、安心して生活できる環境づくりを進めます。

4 地域での自立を支えるしくみづくり

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも、安心して、生きがいを持って生活できるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、分野にとらわれず、包括的・重層的に受け止められるよう、相談・支援の窓口が連携を強化し、適切な支援が行える体制の充実を図ります。

取組の体系



基本目標

基本施策

個別施策

1

地域福祉を推進する人づくり

1 人権と多様性の尊重の推進

①尊厳と人権尊重の意識の醸成
②意識を高める場・機会に関する情報発信

2 担い手の育成と支援

①民生委員・児童委員及び協力者の活動支援
②地域活動等の担い手の育成・支援
③担い手の確保に向けた環境整備の推進
④高齢者の活動と社会参加の促進

3 福祉教育の推進

①福祉教育の推進
②次世代の新しい担い手の育成と支援

2

地域で助け合うつながりづくり

1 地域福祉活動の促進

①地域住民の自主的な活動の推進と啓発
②地域と一体で取り組む見守り体制の推進
③生活支援サービス提供体制の充実
④外出支援の充実

2 社会福祉協議会の活動の推進

①ボランティア活動への支援
②市民に寄り添う社会福祉協議会の活動の推進

3 交流と生きがいづくりの促進

①交流の場・居場所づくりの支援
②生きがいづくり・社会参加の支援

3

安心して生活できる環境づくり

1 防災と防犯体制の充実

①災害時要配慮者への支援
②市民の支え合いによる防犯対策の推進
③市民の支え合いによる地域防災力の向上

2 支援体制の充実と人材確保の推進

①生活困窮者への支援
②生活環境の整備
③福祉人材の育成・確保・定着の推進

3 権利擁護体制の充実

①成年後見制度の周知と利用促進
②地域連携ネットワークの構築
③後見人等の支援

4

地域での自立を支えるしくみづくり

1 地域包括ケアシステム推進体制の充実

①在宅療養多職種連携の推進
②健康づくり・介護予防の推進
③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

2 包括的支援体制の充実

①相談支援体制の充実
②生活困窮者自立相談支援の推進
③重層的支援体制の整備
④ひきこもり支援体制の整備

基本目標 1

地域福祉を推進する人づくり



基本施策

(1) 人権と多様性の尊重の推進

地域福祉を推進するうえで重要な基本的事項の一つに、基本的人権と多様性の尊重が挙げられます。年齢、性別、国籍、出身、性的指向、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりの尊厳が保たれ、社会の一員として活躍し、多様な価値観を認め合い、他人を思いやり、お互いに支え合い、助け合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

個別施策

- ① 尊厳と人権尊重の意識の醸成
- ② 意識を高める場・機会に関する情報発信

基本施策

(2) 担い手の育成と支援

住み慣れた地域で安心して、生きがいを持ち暮らし続けるためには、地域の住民同士の支え合い、助け合いやボランティア活動などの地域福祉活動が大切です。地域福祉に関わる機関・団体と協働し、地域活動の担い手やボランティアの育成、新たな人材の発掘を進めます。

個別施策

- ① 民生委員・児童委員及び協力者の活動支援
- ② 地域活動等の担い手の育成・支援
- ③ 担い手の確保に向けた環境整備の推進
- ④ 高齢者の活動と社会参加の促進

基本施策

(3) 福祉教育の推進

個々の多様性を認め合う意識を高め養うため、福祉教育は、子どもからお年寄りまですべての市民に対して大切なことです。学校や地域社会において、様々な機会を通じて学習することにより、支え合うことの大切さを知り、市民一人ひとりが地域社会をつくる一員として関心と自覚を高めることができるよう、福祉教育などを行い、地域福祉を支える次世代の担い手づくりを進めます。

個別施策

- ① 福祉教育の推進
- ② 次世代の新しい担い手の育成と支援

数値目標

	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
差別や人権侵害を受けたことがある人の割合	21.3% (R2)	10.0%	8.0%
認知症サポーター養成講座受講者数	357人※	290人	320人

※令和3年度講座未実施の学校(対象者120人)も含めた受講者数

基本目標 2

地域で助け合うつながりづくり



基本施策

(1) 地域福祉活動の促進

地域福祉活動を推進するうえで、地域での支え合いや見守り活動などさまざまな地域福祉にかかわる活動を活性化することが重要です。地域での活動が活発に行われるよう団体等への情報共有や連携を促進するとともに、ご近所、自治会など近隣住民による、自主的に見守り、助け合える地域づくりを進め、日常生活における生活課題の解消に向けて、地域の団体や事業所等とも連携した取組を推進します。

個別施策

- ① 地域住民の自主的な活動の推進と啓発
- ② 地域と一体で取り組む見守り体制の充実
- ③ 生活支援サービス提供体制の充実
- ④ 外出支援の充実

基本施策

(2) 社会福祉協議会の活動の推進

社会福祉協議会は、行政とともに地域福祉推進の中心的な役割を担っています。住み慣れた地域での住民主体の見守りや日常生活支援の取組みを支援するとともに、地域や在宅における福祉課題を関係機関等と住民が協力して解決できるよう、社会福祉協議会の活動を支援します。

個別施策

- ① ボランティア活動等への支援
- ② 市民に寄り添う社会福祉協議会の活動の推進

基本施策

(3) 交流と生きがいづくりの促進

地域の中で孤立することなく、人と人のつながりを持ち、支え合い、助け合いながら暮らしていけるよう、集い、憩い、学べる地域の拠点づくりの推進に努めます。また、就労や地域活動等に参加することで、やりがいや生きがいを持ち暮らすことができるよう、学習の機会や就労支援等の社会参加の支援を促進します。

個別施策

- ① 交流の場・居場所づくりの支援
- ② 生きがいづくり・社会参加の支援

数値目標

	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	18.4	0.0	0.0
サロン活動・ボランティア活動団体数	84団体	89団体	90団体

基本目標 3

安心して生活できる環境づくり



基本施策

(1) 防災と防犯体制の充実

住民の主体的な防災・防犯活動を軸とし、福祉サービス事業所、関係機関・団体との連携・協働により、ネットワーク体制を強化します。日頃から顔の見える関係を築き、地域での見守りや相談体制の充実を図ることで、防犯、再犯防止、孤立・孤独や虐待防止、自殺予防に繋げていきます。

個別施策

- ① 災害時要配慮者への支援
- ② 市民の支え合いによる防犯対策の推進
- ③ 市民の支え合いによる地域防災力の向上

基本施策

(2) 支援体制の充実と人材確保の推進

さまざまな課題を抱えながらも、地域の支え合いの中で、適切なサービスを受けながら、住み慣れた地域で、安心して、生きがいを持って生活できるよう、福祉サービス提供基盤の整備を図るとともに、福祉人材の育成・確保・定着を推進します。

個別施策

- ① 生活困窮者への支援
- ② 生活環境の整備
- ③ 福祉人材の育成・確保・定着の推進

基本施策

(3) 権利擁護体制の充実

認知症や障害のある人等が尊厳のある自立した生活を継続し、地域社会に参加できるよう、成年後見制度や金銭管理など、当事者の権利、利益と暮らしを守る体制を強化するとともに、成年後見制度、相談窓口の周知に努め、利用を促進します。また、宮津市成年後見支援センターを中核機関とする地域連携ネットワークの連携強化を推進します。

個別施策

- ① 成年後見制度の周知と利用促進
- ② 地域連携ネットワークの構築
- ③ 後見人等の支援

数値目標

	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
災害時要配慮者個別避難計画登録者の割合	46.47%	100%	100%
介護職従事者の人材不足者数	35人	27人	25人

基本目標 4

地域での自立を支えるしくみづくり



基本施策

(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実

地域医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

個別施策

- ① 在宅療養多職種連携の推進
- ② 健康づくり・介護予防の推進
- ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本施策

(2) 包括的支援体制の充実

地域での支え合い・助け合いでは解決できない複雑な課題や、既存の制度・分野ごとの制度では解決が困難な課題に対し、専門職や各関係機関の協働によって、包括的・重層的な支援体制を整備するとともに、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの充実に努めます。

個別施策

- ① 相談支援体制の充実
- ② 生活困窮者自立相談支援の推進
- ③ 重層的支援体制の整備
- ④ ひきこもり支援体制の整備

数値目標

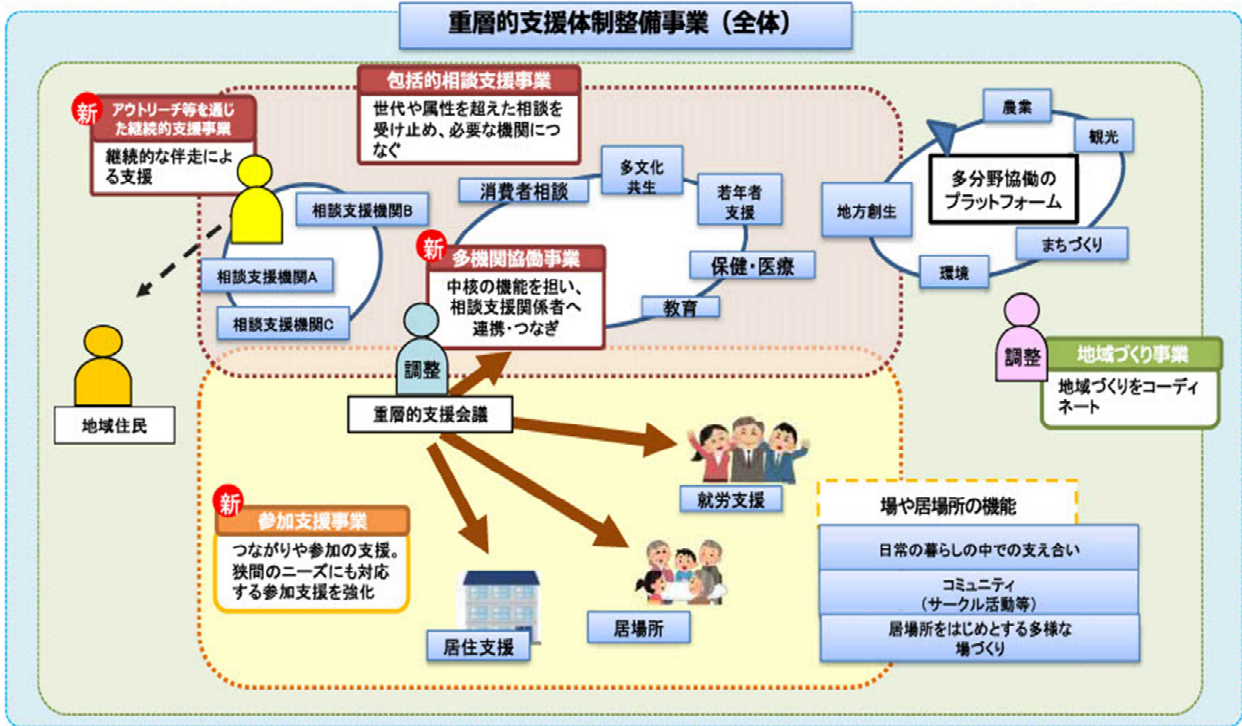
	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
主観的幸福感（10段階で7以上の割合）	56.9%	62.0%	65.0%
健康寿命と平均寿命の差 ※健康寿命＝日常生活動作が自立している（要介護度1以下）期間の平均	男性1.7歳 女性3.2歳 (R2)	男性1.5歳 女性2.8歳	男性1.4歳 女性2.7歳



地域福祉推進の新たな視点

〔重層的支援体制整備事業の創設について〕

- ◆地域共生社会の実現のため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する、「重層的支援体制整備事業」の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福法等の一部を改正する法律」が令和3年4月に施行されました。
- ◆「重層的支援体制整備事業」は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の相談支援等、既存の取組みや地域資源を活かしながら、住民の複雑・複合化した生活課題に一体的に対応するため、新たに創設されました。



厚生労働省 重層的支援体制整備事業全体イメージ

〔SDGsの推進〕

本市は、令和5年5月に「SDGs未来都市」に選定されました。本計画においてもSDGsの理念に沿って、本計画を推進する視点として17ある目標の中で、関連の大きい10の目標について取組みます。



	目標1【貧困】 誰もが食や水に困らず、医療や教育を受けられるように		目標2【飢餓】 誰もが栄養のある食事を十分にとれるように
	目標3【保健】 すべての人が病気の予防や治療を受けられるように		目標4【教育】 誰もが平等に質の高い教育を受けられるように
	目標5【ジェンダー】 性別を理由とする差別をなくし、平等に活躍できる社会に		目標8【経済成長と雇用】 誰もが働きがいのある人間らしい仕事につけるように
	目標10【不平等】 貧しい人の収入を増やし、経済的格差をなくすように		目標11【まちづくり】 安全に暮らせて、必要なサービスを受けられるまちづくりを
	目標16【平和と公正】 誰もが暴力や犯罪から守られ、安心して暮らせる社会に		目標17【パートナーシップ】 世界中が協力してSDGsに取り組みます

第2期

宮津市地域福祉計画

中間案

ささえあい

安全に安心して暮らせる

福祉のまち みやづ



宮津市

目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	8
第4節 計画策定の体制	8
第2章 宮津市の現状	
第1節 人口・世帯の状況	9
第2節 福祉の各分野の状況	11
第3節 地域福祉活動の状況	19
第3章 地域福祉計画（前回計画）の取組状況や意見聴取、 市民アンケート結果から見えてきた現状	
	21
第4章 地域福祉推進の新たな視点	
	26
第5章 第2期計画の理念と目標	
第1節 基本理念	27
第2節 基本目標	28
第3節 取組の体系	29
第6章 第2期計画の取組	
基本目標1 地域福祉を推進する人づくり	30
基本目標2 地域で助け合うつながりづくり	33
基本目標3 安心して生活できる環境づくり	36
基本目標4 地域での自立を支えるしくみづくり	39
第7章 計画の推進体制	
第1節 地域福祉活動と福祉サービスの担い手の連携と協働	42
第2節 計画の進行管理	43
資料編	44

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 我が国の状況

近年、我が国が抱えている大きな課題である少子高齢・人口減少の進行は、過疎化や生産年齢人口の減少に加え、核家族化や個人の価値観の多様化、情報化社会の進展などにより、地域のつながりが希薄化するなど家庭や地域での支え合いが難しい状況になっています。

このような状況において、地域創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組みが進められ、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会をつくるためには、一人ひとりが、ここをつなぎ、意欲と持てる力に応じた「社会の支え手」となるとともに、支援を必要とする住民が抱える多様な複合的な地域生活課題に対応するため、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが大切です。地域共生社会の実現に向けては、地域住民や福祉関係事業者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉を推進することが求められています。

また、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念との調和の観点から導入された成年後見制度について、市町村においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の設置が努力義務とされ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加に伴い、その必要性は益々高まっています。

2 宮津市の状況と計画策定の趣旨

地域福祉とは、一人ひとりが価値観や人権を尊重し合い、それぞれの地域において自立して安心して暮らせるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに協力し、助け合いながら地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

本市におきましては、令和4年度末の高齢化率が43.4%となり、国や京都府と比較して、人口減少と少子高齢化が一層進行し、特に、高齢者のいる世帯割合では国や京都府と比べ、約1.5倍となっており、支援を必要とする高齢者の増加と

生産年齢人口の減少に伴う担い手不足への対応が喫緊の課題となっています。

本市では、平成31年3月に“ささえあい 安全に安心して暮らせる 福祉のまち みやづ”を基本理念とした「宮津市地域福祉計画」を策定し、すべての市民が、あたたかい心を養い、みんなで支え合い、助け合う中で、だれもが住み慣れた地域で、一人ひとりの尊厳が保たれ、いつまでも安全で安心して、生きがいを持って生活できる地域福祉の実現を目指し取組みを進めてきました。

一方では、引きこもりなどによる社会からの孤立や虐待問題、貧困問題やヤングケアラーなど地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

これらの社会情勢の変化や前回計画の取組状況、関係団体等からの意見聴取及び市民アンケート結果などによって課題を整理し、「第2期宮津市地域福祉計画」を策定し、更なる地域福祉の充実を図り、新しい福祉のまちづくりを推進するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、「第7次宮津市総合計画」を最上位計画として、児童福祉、高齢者福祉、障害者（児）福祉等、福祉関係の各計画との整合性を図るとともに、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを横断的に推進し、福祉以外の分野の諸計画とも連携し、地域や地域住民を主体とした、共通する課題の解決を目指し「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めます。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく「市町村計画」としても位置付けをします。

【社会福祉法（抄）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

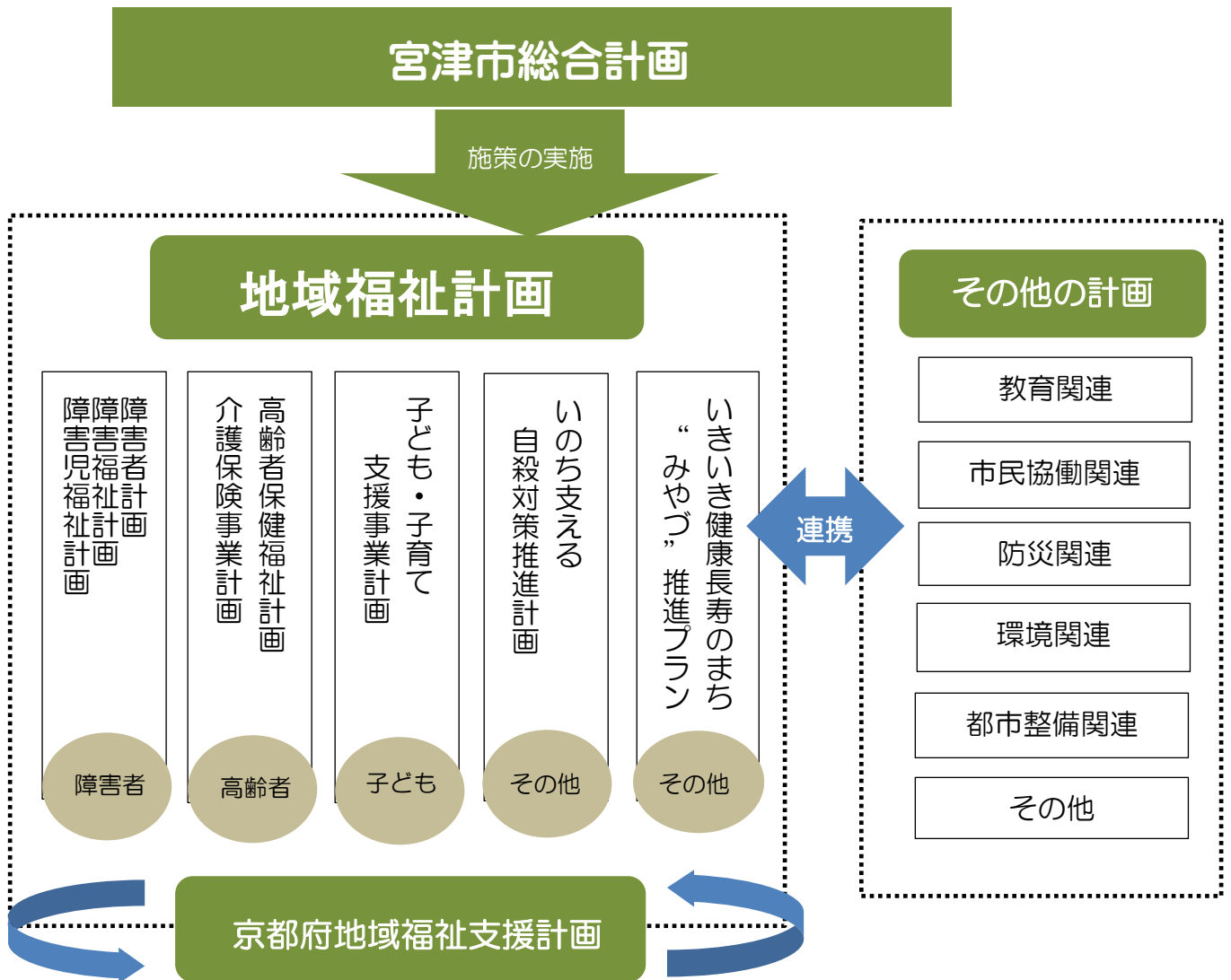
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）】

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施期間の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の期間を置くよう努めるものとする。



○地域福祉に関する国の動向・法改正

〔地域共生社会の実現に向けて〕

◆2016（平成 28）年 6 月に、地域共生社会の実現を盛り込んだ「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。

◆地域共生社会は、制度や分野ごとに「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひと

りの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものと位置づけられています。

◆厚生労働省では、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）

（2017(平成 29)年 2 月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を取りまとめ、改革の骨格の一つとして「地域課題の解決力の強化」を掲げ、その中で、

- （1）住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備
- （2）複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- （3）地域福祉計画の充実

が示されています。

〔地域福祉計画の充実について〕

◆地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、複合化・多様化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指して、平成 29 年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「社会福祉法」が改正（平成 29 年 6 月公布）されました。

◆改正社会福祉法では、地域福祉計画の策定を市町村の努力義務とし、計画に盛り込むべき事項が追加されました。

〔地域福祉に関わる動向について〕

（1）生活困窮者自立支援

◆生活困窮者自立支援法は、平成25年に施行し、生活困窮者に寄り添った包括支援がさまざまな分野の関係機関とのつながりの中で実施されてきました。平成30年10月に施行された「改正生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や居住支援の強化」などが盛り込まれました。

（2）介護保険・高齢者福祉

◆団塊の世代が75歳以上となる令和 7 年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進していく必要があります。

令和 2 年 6 月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の改正により、「地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認

知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。」と示されました。

また、令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症施策の基本理念が定められ、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが示されています。

(3) 障害者福祉

◆令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年4月から合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けされました。令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児等に対する支援について、国や地方公共団体等の責務と明記されました。

令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策に関し、国や地方公共団体等の責務等を明らかにしました。また、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援等の措置を講ずることとされました。

(4) 子ども・子育て支援

◆平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、各市町村においては5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的充実、家庭での養育支援等の取組みが進められています。また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困解決に向けて、教育支援、経済的支援、生活安定のための支援等を積極的に行うこととされています。

令和5年4月には「こども基本法」が施行されました。子どもをめぐる問題を抜本的に解決するため、子どもに関する施策を幅広く、整合性をもって実施することとし、新たに設置された「こども家庭庁」が中心となり、「こども大綱」に基づいて、子どもや保護者支援の施策が総合的・一体的に展開されます。

(5) 権利擁護

◆平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」で

は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があるなど、判断能力などの問題で、日常生活等に支障をきたす状況になっても、本人・家族・同じ地域に住む人・同じ地域で活動する人など、すべての人が支え合い、尊重しながら暮らすことのできる社会（地域共生社会）が必要であり、それを実現するための一手段として「成年後見制度」が位置付けられています。同法第14条第1項で市町村は国の成年後見制度利用促進計画を勘案し、市町村区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとすると定められました。

（6）保健・健康づくり

◆令和5年5月に、「健康増進法」に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（基本方針）」が改正され、令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第5次国民健康づくり～健康日本21（第三次）～」が推進されることとなりました。「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組の推進」を図ることとされました。

（7）自殺対策

◆令和4年10月に「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。本大綱では、自殺対策基本法に基づく自殺対策の指針として、子ども・若者・女性に対する支援の強化、地域自殺対策の強化、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえた対策などが追加され、総合的な自殺対策の推進・強化を図ることとされました。

（8）人権三法

◆平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」、また同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という差別を解消するための3つの法律が施行されました。この3つの法律は、国籍、性別、世代などさまざまな違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会の実現」を目指し施行されました。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」については、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるなどの支援の強化措置を講ずるとした改正法案が、令和3年5月に可決され、6月4日に公布されました。この改正法は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行するとされています。いまだに残る差別を解消するため、すべての人が自分のできることを考え、行動し、人権が侵害されることで「生きづらさ」を感じることをのぞかない、生

きることの「幸せ」を感じ取れる社会を築くことが求められています。

(9) SDGs

◆SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。令和12年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されており、令和2年からの10年をSDGs達成に向けた『行動の10年』とされています。

○関係法令

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項に各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

「地域福祉」とは、

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、地域住民が、様々な活動により、共に支え合い、助け合うことです。

その仕組みをつくり、持続するには、市民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携が必要です。

「重層的支援体制整備事業」とは、

令和3年4月に、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制整備の具体化のための新たな手法として、社会福祉法に定義されました。

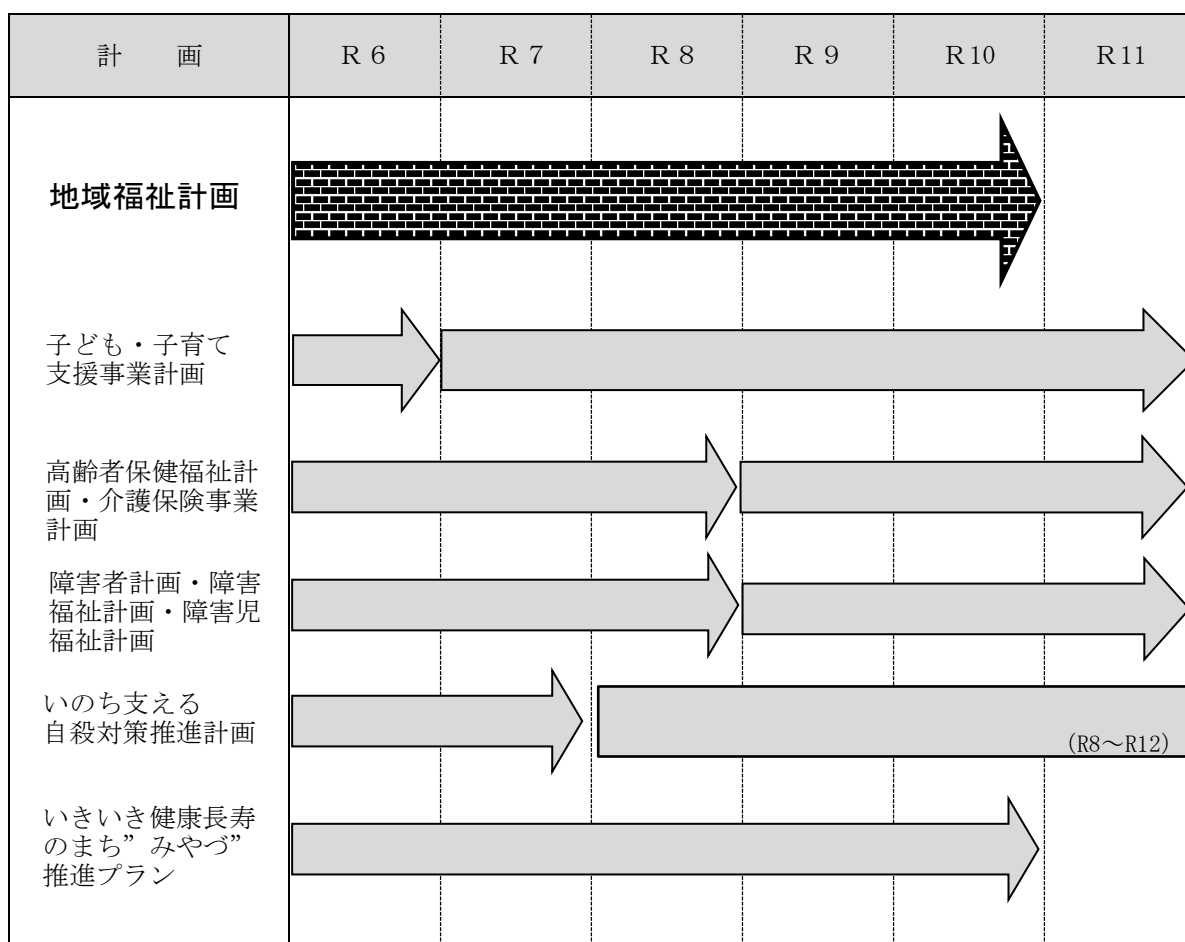
重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、1. 相談支援、2. 参加支援、3. 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画期間】



第4節 計画策定の体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、関係機関・団体の役職員、保健福祉医療等の関係者で構成する「宮津市地域福祉計画推進協議会」において、計画の内容を協議しました。

第2章 宮津市の現状

第1節 人口・世帯の状況

1 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和4年度末では16,554人と、平成30年度末に比べて1,355人減少しています。年齢区分別に見ると、64歳までの各年代の人口は減少し続けており、特に、0～14歳の子ども人数の減少傾向が顕著となっています。65歳以上の人口では、緩やかな減少傾向にありましたが、令和4年度末では令和3年度末に比べて107人減少しています。

65歳以上の人口の割合である高齢化率を見ると、令和4年度末では43.4%となり、全国の29.0%、京都府の29.5%をいずれも大きく上回っています。

■総人口及び年齢区分別人口の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	17,909	17,592	17,213	16,958	16,554
0～5歳	567	553	521	507	463
6～14歳	1,146	1,130	1,086	1,039	983
15～64歳	8,804	8,529	8,278	8,113	7,916
65～74歳	3,214	3,211	3,216	3,186	2,998
75歳以上	4,178	4,169	4,112	4,113	4,194
高齢化率(市)	41.3%	42.0%	42.6%	43.0%	43.4%
高齢化率(全国)	28.1%	28.4%	28.8%	28.9%	29.0%
高齢化率(府)	28.8%	29.1%	29.4%	29.5%	29.5%

資料：住民基本台帳人口（各年度末現在）

※住民基本台帳法の一部改正（平成24年7月9日施行）により人口には外国人を含みます。

■地区別人口の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宮津	8,934	8,797	8,552	8,460	8,320
上宮津	1,032	1,011	982	962	943
栗田	1,824	1,788	1,762	1,711	1,662
由良	1,013	1,000	977	952	925
吉津	1,545	1,495	1,473	1,450	1,395
府中	1,758	1,716	1,702	1,698	1,625
日置	684	693	691	705	695
世屋	101	101	101	95	91
養老	849	830	818	778	754
日ヶ谷	169	161	155	147	144
合計	17,909	17,592	17,213	16,958	16,554

資料：住民基本台帳人口

(各年度末現在)

2 世帯数の推移

本市の世帯数は減少し続けており、高齢者のいる世帯は全体の60%を超えています。中でも高齢者単身世帯は大きく増加しています。

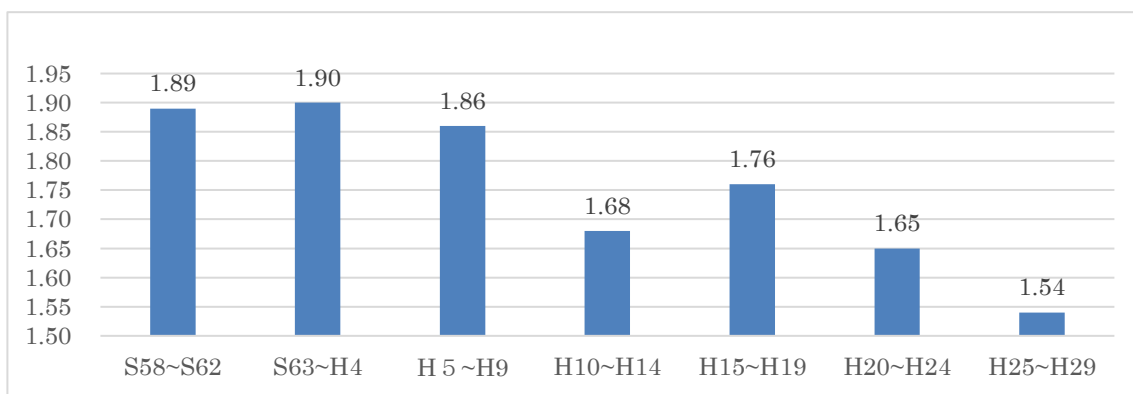
■世帯数及び世帯類型の推移

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯	8,706	8,340	8,165	7,738	7,292
高齢者のいる世帯	4,475	4,558	4,590	4,634	4,492
比率	51.4%	54.7%	56.2%	59.9%	61.6%
高齢者単身世帯	1,048	1,174	1,262	1,360	1,400
比率	12.0%	14.1%	15.5%	17.6%	19.2%
高齢者夫婦のみの世帯	1,028	1,286	1,148	1,242	1,244
比率	11.8%	15.4%	14.1%	16.1%	17.1%

資料：国勢調査

宮津市の合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



■保育所・幼稚園の入所・入園児童数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公立保育所	31	32	29	17	13
私立保育所等	292	294	306	294	297
公立幼稚園	58	48	33	41	34
私立幼稚園	35	22	35	40	37
合計	416	396	403	392	381

資料：宮津市市政資料集（各年度4月1日時点）

■小学校・中学校の児童・生徒数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	746	716	689	667	661
中学校	295	301	307	287	272
合計	1,041	1,017	996	954	933

資料：学校基本調査（各年度5月1日時点）

■児童扶養手当受給者世帯の推移

(単位：世帯)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
母子世帯	120	118	114	112	115
父子世帯	14	14	16	17	15
障害世帯	-	-	-	-	-
合計	134	132	130	129	130

資料：宮津市市政資料集（各年度3月末）

2 高齢者の状況

■要支援・要介護認定者数の推移

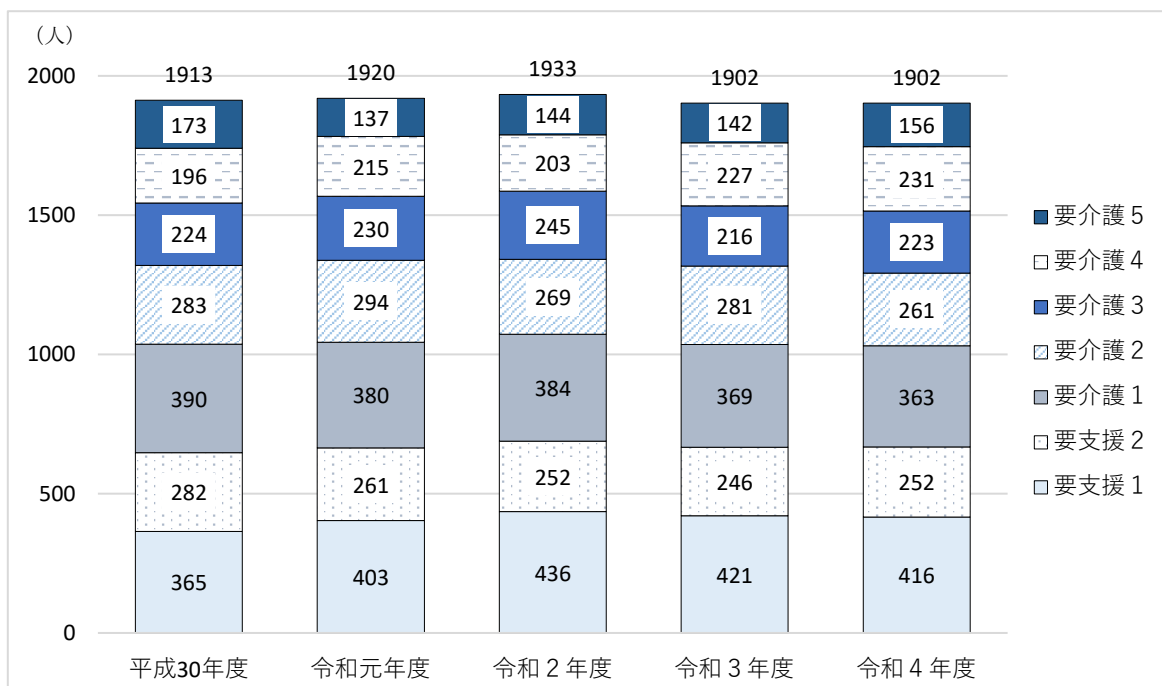
高齢化の進展により、要支援・要介護認定者数は近年増加傾向にありましたが、人口減少が続く中、令和4年度は1,902人と令和2年度に比べて31人減少しています。

要支援・要介護度別認定者の構成比では、令和4年度において、重度（要介護3～5）の占める割合が32%となっており、平成30年度からほぼ横ばいとなっています。また、全国・京都府と比較すると、要支援1、要介護1の認定者の割合が高くなっています。

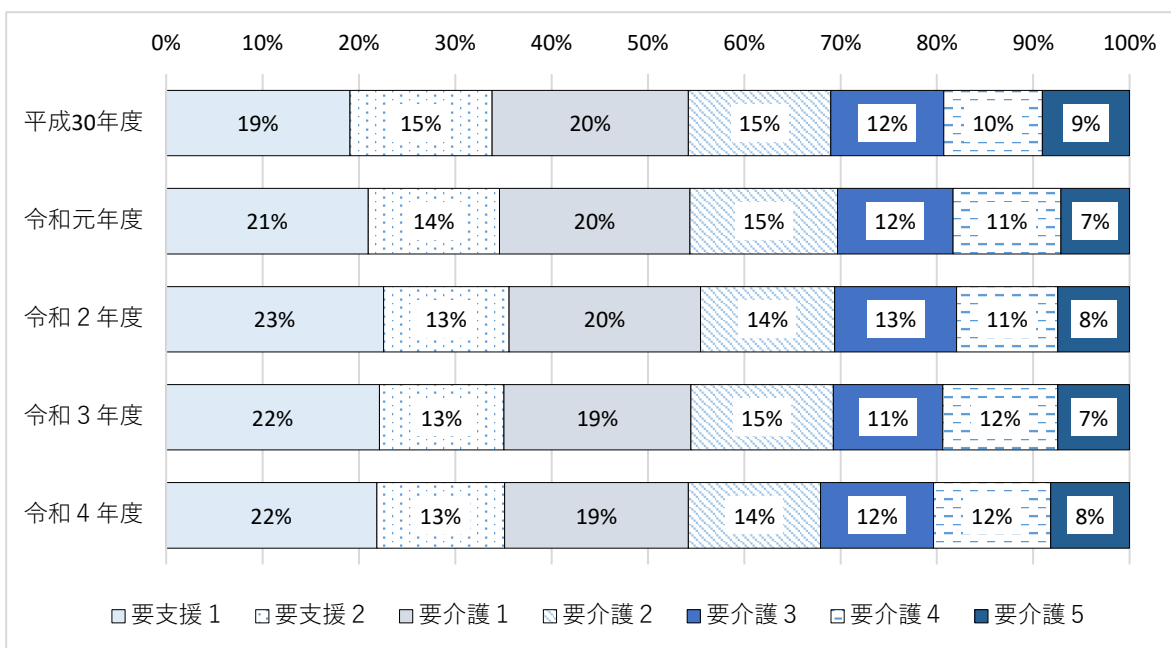
(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要介護等認定者	1,913	1,920	1,933	1,902	1,902
第1号被保険者 (65歳以上)	1,887	1,897	1,913	1,883	1,882
前期高齢者	163	160	162	160	159
後期高齢者	1,724	1,737	1,751	1,723	1,723
第2号被保険者 (40歳～64歳)	26	23	20	19	20

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末）

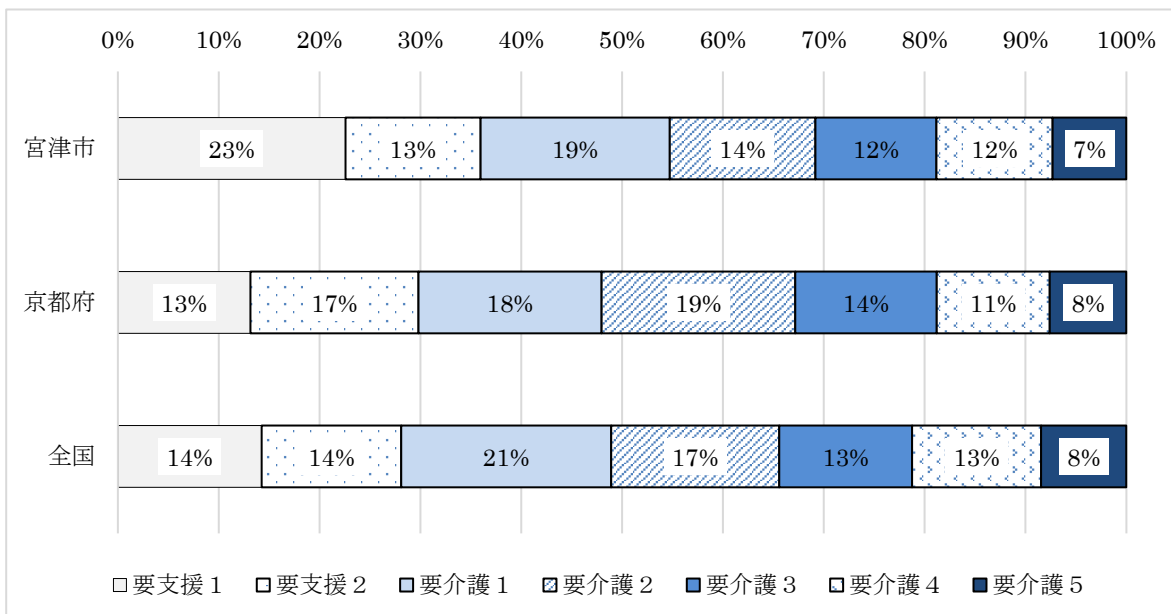


【要介護度別認定者の構成比の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

【要介護度別認定者の構成比の比較】

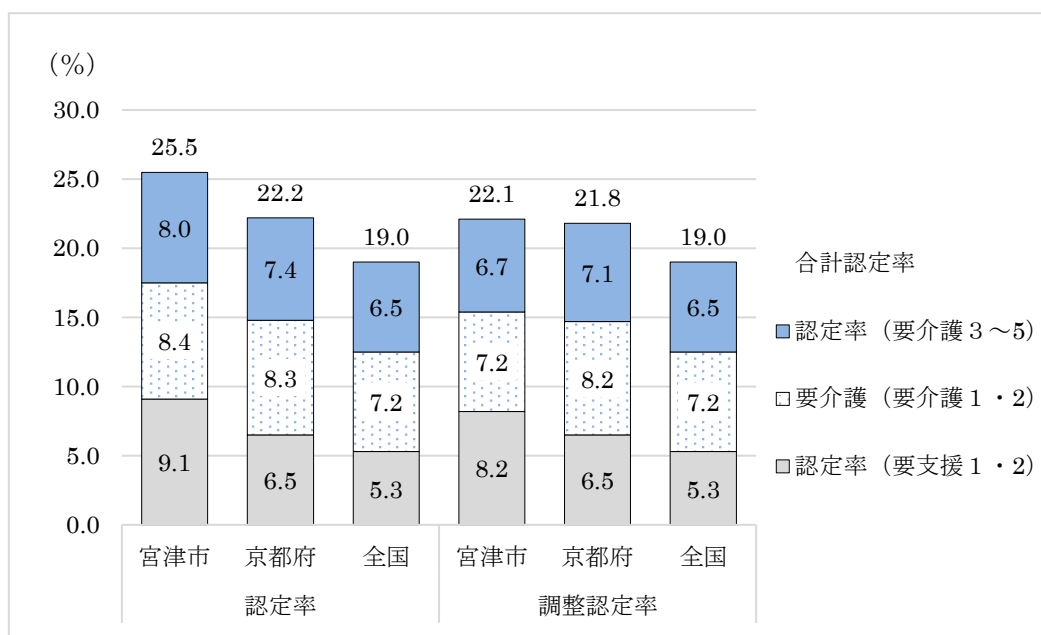


資料：介護保険事業状況報告（令和5年7月末）

■要支援・要介護認定率

本市の65歳以上人口に占める要支援・要介護認定率は、全国や京都府を上回っています。これは、本市の65歳以上の年齢構成によるところが大きく、国（全国）と同じ年齢構成と仮定して調整した認定率をみると、全国を上回っていますが、京都府とは同程度の水準となっています。

【認定率と調整認定率の比較】



資料：介護保険事業状況報告（令和5年3月末）

3 障害者の状況

■障害者手帳所持者数等の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1,512	1,470	1,452	1,434	1,431
療育手帳	236	232	235	236	234
精神障害者保健福祉手帳	112	128	145	154	158
総数 (延べ数)	1,860	1,830	1,832	1,824	1,823

※複数の手帳を所持される方があるため総数は延べ数となります。(各年度3月末)

資料：身体障害者手帳交付台帳

【身体障害者手帳所持者の種別推移】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	99	97	92	87	88
聴覚・平衡機能	150	143	146	146	142
音声言語	15	13	12	14	14
肢体	799	770	764	749	748
内部障害(心臓・じん臓など)	449	447	438	438	439
合計 (延べ数)	1,512	1,470	1,452	1,434	1,431

※複数の種類で交付を受けておられる方がいるため合計は延べ数となります。(各年度3月末)

資料：身体障害者手帳交付台帳

【療育手帳所持者の等級別推移】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	96	95	95	94	93
B	140	137	140	142	141
合計（実数）	236	232	235	236	234

資料：市町村別療育手帳保持者数（京都府家庭支援総合センター）（各年度3月末）

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	7	7	7	6	7
2 級	68	70	82	91	95
3 級	37	51	56	57	56
合計（実数）	112	128	145	154	158

資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府精神保健福祉総合センター）（各年度3月末）

4 健康づくりの状況

■健康寿命と平均寿命の推移

健康寿命を平均寿命に近づけるという目標を掲げる中で、令和元年度までは男女ともその差が縮まっていたましたが、令和2年度から令和4年度にかけて差が広がっています。

(単位：歳)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康寿命	男性	78.4	78.9	77.7	78.6	78.8
	女性	83.0	82.1	82.8	83.5	84.5
平均寿命	男性	80.0	80.4	79.3	80.2	80.5
	女性	86.1	85.0	85.7	86.5	87.7
平均寿命 －健康寿命	男性	1.6	1.5	1.6	1.6	1.7
	女性	3.1	2.9	2.9	3.0	3.2

資料：国保データベースシステム

※健康寿命：国保データベースから算出される0歳平均自立期間（要介護2以上）

※平均寿命：国保データベースから算出される平均余命を平均寿命とする。

■健診受診率の推移

がん検診受診率の算定方法の変更により、令和4年度とそれ以外の年度の数値を単純比較することはできませんが、新型コロナウイルス感染症が感染拡大を始めた令和2年度において、特定健診及び全てのがん検診の受診率が大幅に落ち込んでおり、令和3年度についても例年ほどには戻っていない状況です。

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診	44.8	44.4	38.3	42.2	—
胃がん検診	16.1	13.2	8.4	12.5	6.3
子宮がん検診	34.0	30.5	25.6	33.2	18.2
肺がん検診	36.3	34.6	29.7	34.6	16.6
乳がん検診	38.6	36.5	30.0	37.1	22.0
大腸がん検診	36.7	31.2	28.6	32.6	16.9
前立腺がん検診	34.5	30.0	27.0	30.3	17.7

資料：特定検診（特定検診・特定保健指導法定報告結果）
がん検診（宮津市市政資料集）

※令和4年度からがん検診受診率の算定方法を国通知に従い変更
※令和4年度の特定健診受診率は未確定

5 その他の状況

■被保護者世帯数及び被保護人員の状況

宮津市の被保護者世帯数及び被保護人員数はほぼ横ばい状態ですが、人口減少に伴い保護率は増加傾向にあります。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宮津市 被保護世帯数（世帯）	105	95	100	101	100
被保護人員数（人）	119	109	110	111	112
保護率（%）	6.64	6.20	6.39	6.55	6.77
京都府 被保護世帯数（世帯）	42,686	42,339	42,096	41,765	41,616
被保護人員数（人）	57,832	56,610	55,536	54,412	53,522
保護率（%）	22.4	22.0	21.7	21.3	21.1

資料：宮津市市政資料集、京都府統計表（各年度3月末）

■自殺者数及び自殺死亡率の推移

宮津市における自殺者数は、平成30年の1人を最小値に、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年以降は増加傾向にあります。また、自殺者数の増加に伴い、自殺死亡率も高くなっています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宮津市 自殺者数（人）	1	2	4	5	3
自殺死亡率	5.8	11.1	22.5	28.7	17.6
京都府 自殺者数（人）	343	323	355	376	375
自殺死亡率	13.2	12.5	13.8	14.7	14.6

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（各年12月末）

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

第3節 地域福祉活動の状況

1 地域福祉活動の状況

(1) 自治会の状況

■自治会組織数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自治会数	100	100	100	100	100
加入世帯数	6,626	6,542	6,504	6,417	6,343
加入世帯率(%)	77.8%	77.2%	77.4%	77.0%	76.2%

※いずれも宮津市自治連合協議会に未加入の2自治会を除く。(各年度年度当初)

(2) 民生児童委員の状況

■民生児童委員数の推移と活動件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総数(人)	82	83	84	84	84	
活動件数	相談支援	1,344	1,424	1,307	1,410	1,088
	調査活動	1,518	1,160	1,512	1,324	1,156
	自主活動	4,700	3,989	2,566	2,667	2,749
	訪問連絡	13,336	11,322	10,836	10,287	9,505

資料：福祉行政報告例（第40民生委員（児童委員）の活動状況）（各年度3月末）

(3) 老人クラブの状況

■単位クラブ数、加入者数及び加入率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
単位クラブ数	28	28	27	27	24
加入者数(人)	1,185	1,140	1,057	1,007	912
加入率(%)	15.9	15.4	14.4	13.7	12.5

※加入率は65歳以上の人口比 (各年度年度当初)

(4) ボランティアの状況

■宮津市社会福祉協議会ボランティアグループ及び会員の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
グループ数	31	31	31	30	29
会員数(人)	380	378	346	340	336

(各年度3月末)

■宮津市社会福祉協議会登録サロンの活動の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
グループ数	45	50	51	55	55
延べ実施回数	475	527	308	396	504
延べ参加人数	8,713	9,166	3,883	4,791	6,130

資料：宮津市社会福祉協議会事業報告書（各年度3月末）

第3章 地域福祉計画（前回計画）の取組状況や意見聴取、市民アンケート結果から見えてきた現状

基本目標 1 地域福祉を推進する人づくり



- (1) 地域福祉の担い手の育成
- (2) 福祉教育の推進

個別施策

- 生活支援コーディネーターの活動支援・協議体の開催【重点】
- 地域活動などの担い手の育成・支援
- ボランティア団体の育成・活動支援
- 福祉教育の推進

〔主な取組〕

- 生活支援サービス研究会において、住民学習会を開催しました。新たな取組みとして、社会福祉法人の車両を活用した買い物支援＋健康体操の送迎やサロン活動の送迎などを行いました。

【課題】

- 人口減少の問題も重なり、地域活動などの担い手が一部の方に偏ってしまう傾向があります。そのため、地域に潜在する担い手を活動に結び付けていくことができるよう、その周知や広報、活動等について検討を行い実践を重ねていくことが大切です。
- ノーマライゼーションの考えが浸透した社会の環境づくりが必要です。福祉教育の機会が限定的となっているため、異なった立場や価値観を持った方との交流機会や福祉教育・福祉学習の機会が身近な地域で得られるよう地域での体験や学習の場を増やしていくことが必要です。

【意見聴取・アンケート結果等から】

- 役割を持った人だけが活動するのではなく、地域内全体で支援する体制が必要
- 自分ならどんなことができるかを考える。他人事から自分事として考え、行動に移す。
- 助け合いは地域の生命線であると思う。楽しみながら、自分の生きがいとして活動していきたい。

今後の推進のために

担い手の育成

- 住民の主体的な参加を推進するため、人権意識や福祉への関心を高めるとともに、地域福祉の重要性について理解を広めていくための取組みが必要です。
- また、支援を必要としている人に対応するため、地域福祉活動を担うリーダーとなる人材の育成や活動団体への支援に取り組む必要があります。

基本目標 2 地域で助け合うつながりづくり



- (1) 地域福祉活動の促進
- (2) 地域での交流と生きがいづくりの推進
- (3) 関係機関との連携強化

個別施策

- 見守りネットワークの体制強化【重点】
- 宮津市社会福祉協議会への支援【重点】
- 地域福祉の啓発
- 民生児童委員及び協力者の活動支援
- サロン活動への支援
- グループ・サークル活動等の育成支援
- シルバー人材センターへの支援
- 福祉課題に対応する活動等の促進
- 市と社会福祉協議会の協働
- 福祉関係機関・事業者との連携強化
- 地域共生社会の実現のために社会福祉法人等が行う取組への支援

〔主な取組〕

- 高齢者等見守りネットワーク事業の関係機関との協力体制を構築し、協力事業所の新規登録や制度の周知に努めました。
- ケース対応等を通じた社会福祉協議会との連携、地域ケア会議や成年後見支援センター運営委員会等の会議を通じた関係機関・事業者等との連携の強化に取り組みました。



【課題等】

- 地域や在宅における福祉課題を住民と関係機関等が協力して解決できるような情報の共有や検討の機会が不足しています。
- 見守りネットワークと既存の地域団体等における見守り活動との連携(地域住民、民間事業者、行政が一体となった見守り体制)の強化が必要です。

【意見聴取・アンケート結果等から】

- 困っている人が困っていると言える、助けてと声を出せる環境づくり・地域づくりが必要
- 高齢者サロンの参加者は、支援される側として受け身だけではなく、自分たちの居場所づくりという意識を持つことが必要
- (支える側も支えられる側も)ふらっと立ち寄れる・集える場所があればよいと思う。

今後の推進のために

地域でのつながり強化

- 関係機関、地域や事業所等の見守りネットワーク体制の強化を図るとともに、地域行事等への参加を促進し、地域への愛着心の醸成や支え合い・助け合い活動への参加につながる取組が必要です。
- また、世代や分野を超えての交流の機会、集える場づくりや孤独・孤立にならない(させない)地域づくりを推進する必要があります。

基本目標 3 安心して生活できる環境づくり



- (1) 防災と防犯の体制の充実
- (2) 福祉施設と人材の確保
- (3) 権利擁護等の推進

個別施策

- 災害時要配慮者への支援【重点】
- 地域防災力の向上
- 市民の支え合いによる防犯対策の推進
- バリアフリー化の推進
- 福祉施設整備の促進
- 福祉人材の育成・確保の推進【重点】
- 障害等を理由とする差別の解消の推進【重点】
- 虐待防止の推進

〔主な取組〕

- 災害時における災害時要配慮者名簿の作成と要配慮者の個別避難計画の作成に努めました。
- 高齢者や障害者の虐待を未然に防止するため、高齢者等虐待防止ネットワーク運営委員会・宮津市成年後見支援センター協議会を開催し、その連携の強化を図りました。
- 福祉人材の育成・確保のため、これまで行ってきた取組みに加え、新たに、特養施設長会議への支援及び住居確保対策を進めました。

【課題等】

- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、お互いの立場や価値観を理解し合い、地域福祉への関心や支え合いの心を育む中でより一層の権利擁護等への推進を図ることが大切です。
- 介護等専門職の不足により、一部の福祉サービス事業所が廃止となるなど、人材確保対策が引き続き必要です。

【意見聴取・アンケート結果等から】

- 災害時への不安を持っている方もあり、自治会単位で指定の場所に集まるだけの避難訓練でも効果的だと思う。
- 一人暮らしの男性が孤立しないような地域の活動を計画して実行できたらと思う。
- 向こう三軒両隣くらいの小さなコミュニティでのつながりを大切に。普段からのちょっとした声のかけ合いなどの積み重ねが大切だと思う。

今後の推進のために

安心して生活できる環境の充実

- 災害時等において、地域住民による相互の助け合いや自治会・民生児童委員・行政等の協力体制、支援及び体制づくりが必要です。
- 地域住民の複雑・複合化した課題や潜在化している虐待（高齢者・障害者・子ども）等見えにくい課題に対応するため、包括的、重層的な支援体制の整備を図る必要があります。
- 安心して、住み慣れた地域で各種の福祉サービスを受けながら生活していくには、福祉人材の確保・定着が必要不可欠です。

基本目標 4 地域での自立を支えるしくみづくり



- (1) 医療・介護・福祉等の連携
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実

個別施策

- 在宅療養多職種連携の推進
- 相談支援体制の充実
- 生活困窮者自立相談支援の推進
- 子ども・子育て支援の推進【重点】
- 高齢者支援の推進【重点】
- 障害者支援の推進【重点】
- 健康づくりの推進【重点】
- 広報活動の強化

〔主な取組〕

- 地域の医療・介護サービス資源マップを作成するとともに、地域ケア会議や研修等を実施し地域の医師会等関係機関との連携の強化を図りました。
- 子ども家庭総合支援拠点（子育て何でも相談窓口）を開設して、相談支援体制の充実を図りました。また、子育て支援センターにっこりあにおいて、子育て家庭の相談に応じる利用者支援事業を実施しました。

【課題】

- 複合的な課題を抱える住民の福祉ニーズに対応できるよう、医療・介護・福祉・教育等の関係機関が連携を強化し、定期的な協議の場を持つことが必要です。
- 相談者のみの課題だけでなく、同居する家族も課題を抱えている場合が増えており（子育て、引きこもり、無職、借金、DVなど）、複合的な課題を抱える住民に対しては、世帯として支援を行う必要性が高まっています。

【意見聴取・アンケート結果等から】

- 支援する側が元気であることが重要なので、介護者等への支援や在宅介護の支えが必要。
- 必要な人に必要なサービスが届く福祉のまちになればと思う。
- どこに・誰に助けを求めたらいいのか分からず困っている人もいるが、支援する側も求めておられる事と支援する事が合っていないこともある。

今後の推進のために

相談支援・連携体制の充実

- 支援を必要とする人が適切な支援やサービスを受けられるよう、行政や事業所の相談窓口等の支援体制の充実を図るとともに、福祉人材の育成・確保を行うため事業所が行う取組みを支援し、連携の強化を図る必要があります。
- 住み慣れた地域で安心して生活するためには、課題を抱えながらも地域との関わりの中で生きがいを持って暮らし続けられる支援が必要です。在宅療養多職種連携、地域ケア会議・研修会等を実施し、地域包括ケアシステムの実現に向けた推進体制の充実が必要です。

基本目標 5 権利と利益を護るしくみづくり

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用
- (2) 地域連携ネットワークの構築
- (3) 親族後見人等の不正防止の取組

個別施策

- 成年後見制度の周知【重点】
- 相談機能の強化
- 利用者本人の意思決定支援及び身上保護
- 地域連携ネットワークの構築【重点】
- 実施体制の整備
- 市民後見人の育成及び担い手の確保
- 制度理解のための広報活動の強化と地域住民の見守り意識の醸成【重点】
- 不正防止のための制度の周知の実施

〔主な取組〕

- 令和4年4月に宮津市成年後見支援センターを開設し、広報等啓発活動を行うとともに、成年後見制度についてのチラシを市内の高齢者・障害者関係施設に配布しました。
- 地域連携ネットワークの中核機関としての宮津市成年後見支援センター運営委員会の運営及び地域における法律、福祉等の専門職団体、関係機関等の連携の強化を図ることを目的とした宮津市成年後見支援センター協議会を開催しました。

【課題】

- 成年後見制度は、一般に制度自体がわかりにくく、活用が難しい面があります。そのため、高齢者やその家族はもちろん、高齢者・障害者関係施設等に加え、地域社会全体への更なる周知等の実施が必要です。

【意見聴取・アンケート結果等から】

- どこへどう相談していいのかわからない。
- 高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加し、成年後見制度の利用ニーズが高まる中で、市民後見人の養成が必要。

今後の推進のために

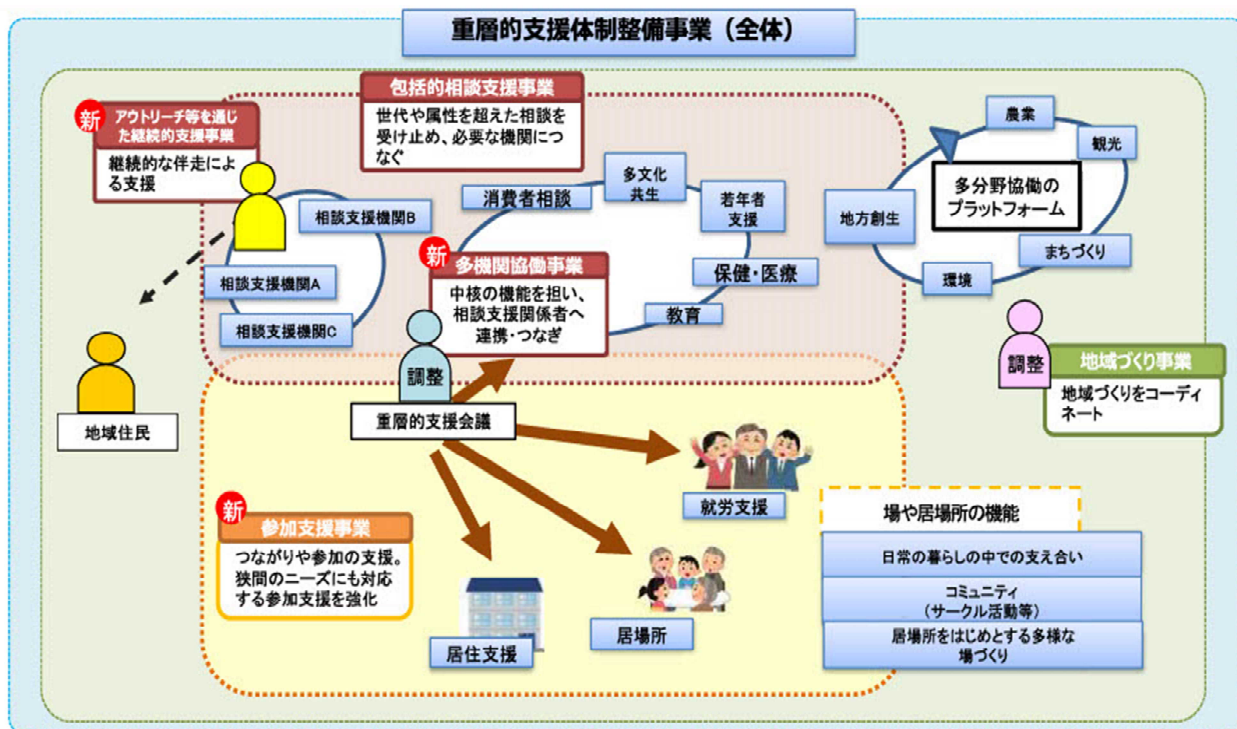
権利擁護支援の充実

- 成年後見制度の正しい理解と活用を推進するため、啓発活動を行うとともに、関係機関等との連携の強化を図る必要があります。

第4章 地域福祉推進の新たな視点

〔重層的支援体制整備事業の創設について〕

- ◆地域共生社会の実現のため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する、「重層的支援体制整備事業」の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福法等の一部を改正する法律」が令和3年4月に施行されました。
- ◆「重層的支援体制整備事業」は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の相談支援等、既存の取組みや地域資源を活かしながら、住民の複雑・複合化した生活課題に一体的に対応するため、新たに創設されました。



厚生労働省 重層的支援体制整備事業全体イメージ

〔SDGsの推進〕

本市は、令和5年5月に「SDGs未来都市」に選定されました。本計画においてもSDGsの理念に沿って、本計画を推進する視点として17ある目標の中で、関連の大きい10の目標について取組みます。



	目標1【貧困】 誰もが食や水に困らず、医療や教育を受けられるように		目標2【飢餓】 誰もが栄養のある食事を十分にとれるように
	目標3【保健】 すべての人が病気の予防や治療を受けられるように		目標4【教育】 誰もが平等に質の高い教育を受けられるように
	目標5【ジェンダー】 性別を理由とする差別をなくし、平等に活躍できる社会に		目標8【経済成長と雇用】 誰もが働きがいのある人間らしい仕事につけるように
	目標10【不平等】 貧しい人の収入を増やし、経済的格差をなくすように		目標11【まちづくり】 安全に暮らせて、必要なサービスを受けられるまちづくりを
	目標16【平和と公正】 誰もが暴力や犯罪から守られ、安心して暮らせる社会に		目標17【パートナーシップ】 世界中が協力してSDGsに取り組めます



第1節 基本理念

ささえあい

安全に安心して暮らせる

福祉のまち みやづ

子どもからお年寄りまでの全ての市民が、あたたかいところを養い、みんなで支えあい、助け合う中で、住み慣れた地域で、一人ひとりの尊厳が保たれ、いつまでも、安全で安心して、生きがいを持ち、地域で課題解決できる地域共生社会の実現に向けた、福祉のまちづくりを進めていきます。

地域共生社会の実現に向けて

仕組みをつくり、持続させていくためには、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携が不可欠です。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

第2節 基本目標

1 地域福祉を推進する人づくり

2 地域で助け合うつながりづくり

3 安心して生活できる環境づくり

4 地域での自立を支えるしくみづくり

